

ひとり親家庭のための 自立支援給付金事業

母子家庭の母、父子家庭の父などの就業を支援します。お気軽にご相談ください。
 子育て支援課 (☎017-734-5334)

自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険の教育訓練給付制度対象講座の受講経費の一部を支給します。

対象者 市内に住所を有し、次の要件の全てを満たすかた ▶児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にあること ▶講座の受講が、適職に就くために必要であると認められること

支給額 ①雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がないかた…修了後に対象講座の経費の60% (年額上限20万円。ただし、1万2千円を超えない場合は支給されません) ②雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格があるかた…修了後に①の額から雇用保険制度による教育訓練給付金の額を差し引いた額

申込み 随時受付
 ※講座申込前の申請が必要

高等職業訓練促進給付金等事業

正看護師資格取得のための養成機関で修業中、生活の負担軽減のため、訓練促進給付金等を支給します。

対象者 市内に住所を有し、次の要件の全てを満たすかた ▶児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にあること ▶養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれること ▶就業または育児と修業の両立が困難と認められること

支給期間 修業全期間 (上限4年)
 ※就業または育児と修業の両立が困難である期間に限る。

支給額 ▶訓練促進給付金…月額10万円 (市民税課税世帯は月額7万500円) ※修業期間の最後の1年間は月額14万円 (市民税課税世帯は月額11万500円) ▶訓練修了支援給付金…修了後に5万円 (市民税課税世帯は2万5千円) ※修業全期間で就業または育児と修業の両立が困難である場合に限る。

申込み 随時受付
 ※申請月分から対象

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座 (通信制講座含む) の受講経費の一部を支給します。ひとり親家庭の児童 (給付金請求時で20歳未満) も対象となります。

対象者 市内に住所を有し、次の要件の全てを満たすかた ▶児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にあること ▶高卒認定試験合格が、適職に就くために必要と認められること

支給額 ▶受講修了時給付金…修了後に対象講座の経費の40% (上限10万円。ただし、4千円を超えない場合は支給されません) ▶合格時給付金…受講修了時給付金を受給したかたが受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、対象講座の経費の20% (上限は受講修了時給付金と合格時給付金の合計で15万円)

申込み 随時受付
 ※講座申込前の申請が必要

事前にご相談ください



子育て支援課
上伊南

注意!

いずれの事業も…

- ・過去に同様の給付金の支給を受けたことがある場合、市税及び母子父子寡婦福祉資金償還金に滞納がある場合は対象となりません。
- ・事前の相談が必要です。
- ・予算の範囲内での実施となるため、要件を満たしていても支給の対象とならない場合があります。

助産制度

生活保護世帯や市民税非課税世帯など、経済的理由によって医療機関で出産できない妊産婦を対象に、指定病院での出産費用を助成する制度です。要件など詳しくはお問合せください。

子育て支援課

(☎017-734-5334)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1113)

母子生活支援施設

「青森市立すみれ寮」

すみれ寮は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、事情があり離婚できない家庭の母親が、様々な問題で子どもの養育を十分にできない場合に母子で入所し、就労・生活・子育てなどの支援を受けながら自立するための施設です。入所の相談など、詳しくはお問合せください。
 子育て支援課 (☎017-734-5334)、ひとり親家庭等就業・自立支援センター (☎017-734-5817)

カラス被害を防ごう

カラス被害を防ぐため、ご協力をお願いします。

●ごみの出し方を工夫する
生ごみは格好のエサ。生ごみを減らし、収集時間を守ってごみを出しましょう。

●給餌しない カラスが増える原因です。ほかの鳥への給餌もやめましょう。

●巢を撤去する カラスの繁殖期は3〜7月。管理する樹木などを点検し、産卵前に巢を撤去しましょう。

●威嚇行動に注意 ひなを守るため近くを通る人を威嚇します。巣立ちに失敗した場合などは、威嚇行動が長期間続くことがあります。その際はご連絡ください。

●追払い機器の貸出し カラスの追払い機器（LEDライト、音響機器）を無料で貸し出しています。詳しくは、ご連絡ください。

環境政策課

☎017-718-0263

浪岡振興部市民課

☎0172-62-1140

猫の適正飼養 ガイドラインを策定

猫は、家族の一員として大切に飼養しているかたがいる一方で、放し飼いやノラ猫への責任のないエサやりが原因で地域の快適な生活環境が損なわれ、住民間のトラブルに発展してしまうこともあります。

市では、猫を飼っているかただけではなく、猫を飼っていないかたにも、猫に対する理解を深めていただき、共に快適な生活環境で安心して暮らすことができるよう「猫の適正飼養ガイドライン」を策定しました。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

生活衛生課

☎017-765-5288

生活衛生課分室

☎017-737-3551



各種相談

4月の専門相談

法律相談は予約が必要です。

●**所岡市民なんでも相談室**（駅前庁舎1階）☎017-734-5249
 ●**人権相談** ㊦5日(月)・19日(月) 午前10時〜午後3時
 ●**行政相談** ㊦1日(木)・8日(木)・15日(木)・22日(木)・30日(金) 午前10時〜午後3時
 ●**司法書士相談** ㊦5日(月)・13日(火) 午前10時〜午後2時
 ●**不動産相談** ㊦1日(木)・8日(木)・15日(木)・22日(木) 午前10時〜午後3時
 ●**不動産鑑定士相談** ㊦27日(火) 午後1時〜3時

●**土地家屋調査士相談** ㊦5日(月) 午前10時〜午後2時
 ●**行政書士相談** ㊦9日(金)・16日(金)・23日(金) 午前10時〜午後3時
 ●**法律相談【要予約】** ㊦12日(月)・26日(月) 午後1時〜3時
 ●**各5人(申込順)** ㊦事前前に生活安心課☎017-734-5250へ電話予約。
 12日分は1日から、26日分は13日から受付(午前8時30分〜) ※相談は1回まで

浪岡地区の相談

●**所浪岡総合保健福祉センター**
 ●**人権相談・行政相談** ㊦1日(木)・15日(木) 午前9時〜午後3時
 ●**浪岡振興部健康福祉課** ☎0172-62-1113

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭等のかたを対象に、母子・父子自立支援員が生活や就業等の相談に応じます。詳細は市ホームページをご覧ください。㊦午前8時30分〜午後6時(土・日曜日、祝日・年末年始除く) ㊦子育て支援課内(駅前庁舎2階) ㊦ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎017-734-5817、kateishien@city.aomori.aomori.jp

子どもの権利相談センター

いじめ・体罰など、子どもの権利侵害に関する相談に応じます。悩んでいること、心配なこと、話してみませんか？秘密は守ります。㊦原則、月〜金曜日 午前10時〜午後6時 ㊦㊦☎030-0801 新町一丁目3-7 子どもの権利相談センター ☎0120-337016 42 ☎017-763-5678、

☎ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
【遺言の口】
無料法律相談会
 遺言や相続に関する相談に弁護士が応じます。
 ㊦4月12日(月)〜16日(金)
 ※予約受付後、日程調整
所最寄の地域の法律事務所
 ㊦4月1日(木)〜9日(金)
 (土・日曜日を除く) 午前9時〜午後5時に、青森県弁護士会事務局 ☎017-777-7285へ要予約

市税などの平日夜間及び休日納付相談

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付に関する相談を受付。電話相談もできます。
 ●**平日夜間納付相談**
 ・**納税支援課(駅前庁舎)**
 ☎017-734-5209
 ㊦4月14日(水)・15日(木)・19日(月)〜22日(木)・26日(月)・27日(火) 午後8時まで
 ・**浪岡振興部納税支援課**
 ☎0172-62-11141
 ㊦4月23日(金)・26日(月)〜28日(水) 午後8時まで

●**休日納付相談(駅前庁舎のみ)**
 ㊦4月10日(土)・11日(日) 午前9時30分〜午後5時